

## 年金のお知らせ

# 老齢年金の特例的な繰下げみなし増額制度が開始されます

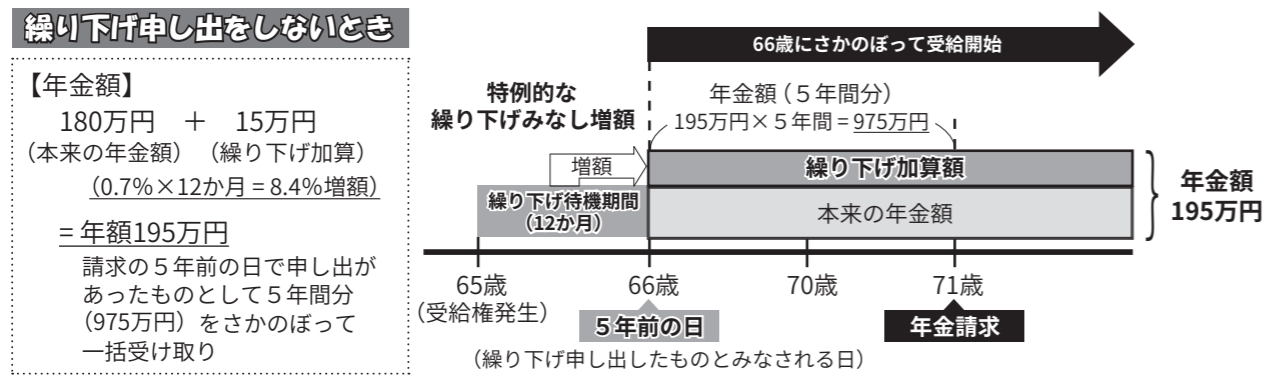
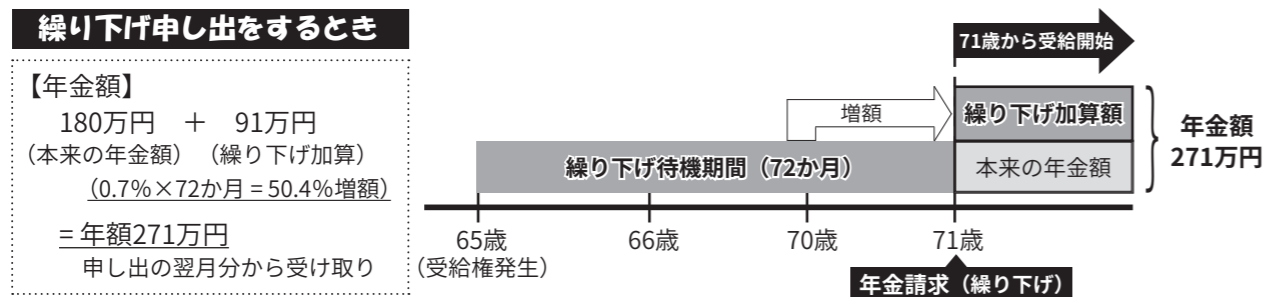
令和4年4月から老齢年金の繰り下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

これを踏まえ、令和5年4月から70歳以降も安心して繰り下げ待機を選択できるよう制度改正が行われ、70歳到達後に繰り下げ申し出をせず、さかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰り下げ申し出をしたものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります（特例的な繰下げみなし増額制度）。



### ◆改正後（令和5年4月から）

【例：71歳まで繰り下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合（本来の年金額：年額180万円）】



## 対象者

＊次のいずれかに該当する方が制度の対象です＊

1. 昭和27年4月2日以降生まれの方（令和5年3月31日時点で71歳未満の方）
2. 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方（令和5年3月31日時点で、老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方）

※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。

※65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、在職老齢年金制度により支給停止される額は、増額の対象になりません。

※過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響する場合がありますのでご注意ください。

## 手続き等

特例的な繰下げみなし増額制度の手続きは、令和5年4月1日から可能となります。制度を利用した場合の年金見込み額に関する相談は、旭川年金事務所（☎0166-25-5606）にご連絡ください。

問 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

# 中学生および後期アンケートの実施結果

令和2年3月に策定した「第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「中学生の占冠村への愛着度（令和6年度）を4.6点（5点満点）以上とする」ことを数値目標として設定しております。

現時点での地域愛の把握とともに、今後の施策の推進に当たっての具体的な希望などを把握するため、昨年度に引き続き、アンケートを実施しました。

皆さまからいただいた貴重な意見は、今後の地方創生の取り組みに反映していきたいと考えておりますので、今後とも協力くださいますようお願いいたします。

## 【結果の概要】（回答者25人、回答率100%）

### 1. 占冠村への思いについて

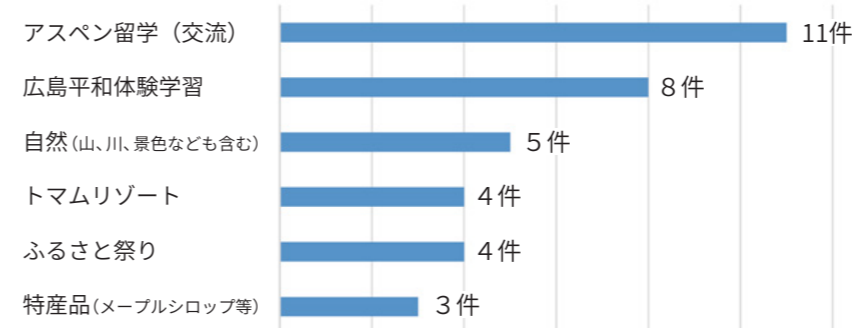
占冠村への愛着度は4.2点であり、目標値の4.6点からやや下回っています。

項目	点数	項目	点数
①山や川などの自然環境	4.7点	②治安がよく、安心して暮らせる	4.8点
③通学路などの道路の安全や通行のしやすさ	3.5点	④電車・バス・道路などの村外との交通の便	3.6点
⑤日常の買い物	3.3点	⑥学習環境	4.2点
⑦スポーツ活動	3.9点	⑧放課後の過ごし方	4.0点
⑨国際交流	4.6点	⑩地域の人たちとのつながり	4.6点
⑪イベント、伝統文化	4.4点	⑫暮らしやすさ	4.4点
⑬占冠村への愛着度	4.2点		



### 2. 占冠村の魅力について

回答総数50件（1人2つ回答）※上位6位までを抜粋



### 3. 地域の人との関わりについて

地域の人があいさつをしてくれたり、優しく話しかけてくれたりすることがうれしいといった回答が大半を占めていました。



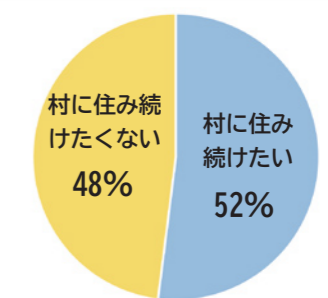
### 4. 占冠村に住み続けたいか、住み続けたくないかについて

#### ○住み続けたい（戻ってきたい）理由

人が少なく治安がいい。自然と触れ合える。星空や景色がとてもきれい。村に愛着がある。地域の人ややさしくて頼りやすい。村外で生活してみたい気持ちはあるが、将来は占冠村に戻ってきたい。

#### ○住み続けたくない（戻ってきたくない）理由

めざしている職業がある。働きたい職場がない。出会いが少ない。都会暮らしを経験してみたい。買い物するところが少なく、欲しいものがすぐには買えない。



### 5. 占冠村に住みよいためには？

#### ○役場にしてほしいこと（主な意見抜粋）

スポーツセンターのような施設があるといい。体育館を自由に使いたい。バスなどの交通の便が増えるといい。きちんとした除雪をするなど、通学路の安全性を高めてほしい。

問 企画商工課地域振興対策室 ☎ 56 - 2124